

みんながあなたを支えている、あなたもみんなを支えている

支え合いの制度！国民健康保険

わが国では国民皆保険制度により、誰もが安心して医療を受けられるよう、すべての人が医療保険に加入しなければならず、会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険（国保）に加入します。

国保は、加入者の方々が病気等になった場合に、安心して医療をうけられるように、みんなで助け合おうという制度です。この機会に国保について考えてみましょう！

医療費の自己負担割合

対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳
自己負担割合	2割	3割	1割(平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方) 2割(平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方) (ただし、現役並み所得者は3割)

70～74歳の方には高齢受給者証が保険証とは別に交付されますので、保険証と一緒に必ず医療機関に提示してください。重度医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。保険適用分については自己負担が窓口で無料となります。

※重度医療の医療費助成については、平成26年11月から自動還付方式【一旦窓口分を支払い、その後に返金される方法】に変更になりました。

国保加入の状況

加入世帯数・被保険者数の割合は、市全体のそれぞれ約37%と約25%を占めており、年齢別にみると、60歳以上の加入者数が増加傾向にあります。

		(年度末)					(年度末)		
項 目		24年度	25年度	26年度	年齢別		24年度	25年度	26年度
市全体	世帯数(世帯)	12,383	12,396	12,452	～19歳	人 数(人)	1,004	897	831
	人 口(人)	31,342	31,039	30,668		構成比(%)	12.2	11.2	10.7
国 保	世帯数(世帯)	4,695	4,617	4,601	20～39歳	人 数(人)	1,293	1,144	1,039
	被保険者数(人)	8,267	7,961	7,791		構成比(%)	15.6	14.4	13.3
加入割合	世 帯(%)	37.91	37.25	36.95	40～59歳	人 数(人)	1,860	1,821	1,767
	人 数(%)	26.38	25.65	25.40		構成比(%)	22.5	22.9	22.7
					60～74歳	人 数(人)	4,110	4,099	4,154
						構成比(%)	49.7	51.5	53.3
					合 計	人 数(人)	8,267	7,961	7,791

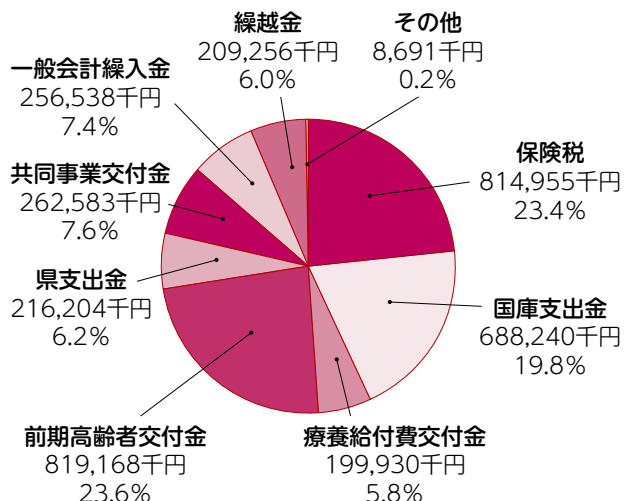
ご存知ですか？ 高額療養費の申請の際には、領収書が必要です

高額療養費の支給対象となる国保加入世帯には、支給申請案内のハガキを送付しておりますが、申請時には対象となる月の領収書が必要となります。対象となる分の領収書がない場合は、高額療養費の支給額が減額となったり支給されなくなったりしますので、医療機関の領収書は紛失等しないよう保管しておくようにしましょう。また、確定申告で医療費控除の添付書類として提出する場合は、領収書のコピーを保管しておくようにしましょう。

● 国保会計収支決算の状況

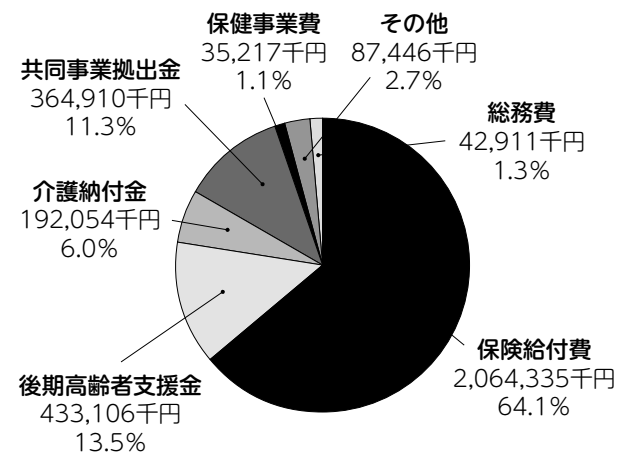
歳入では、国保会計の基礎となる最も大切な財源となっている保険税が全体収入の1/4を占めています。このほか、保険給付費等に基づき算定される国や県からの支出金、65～74歳の被保険者の加入割合によって交付される前期高齢者交付金等が大きな割合を占めています。

平成26年度 歳入 34億7,556万5千円



歳出では、保険給付費が前年より4.1%減少しましたが、歳出全体の2/3を占めています。このほか、後期高齢者医療制度の運営を支援するための後期高齢者支援金、県内市町村国保で共同事業を行うための共同事業拠出金等が大きな割合を占めています。

平成26年度 歳出 32億1,997万9千円



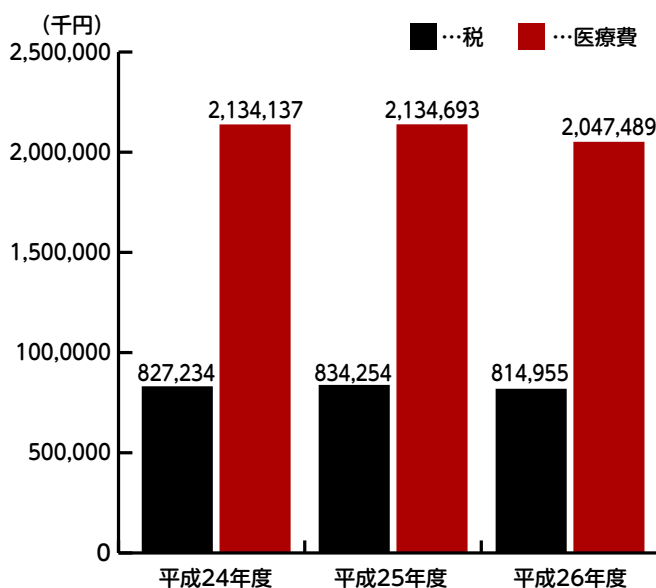
● 保険税と医療費の推移

保険税については、平成26年度に国保税の軽減措置の対象となる世帯の拡充があったことにより、前年度に比べ2.3%の減となりました。また、医療費も前年度に比べ4.0%減となりました。

国保に加入している皆さんが医療機関等にかかったとき、医療費の本人負担分（1～3割）を支払いますが、残り（7～9割）は、皆さんが納める保険税等により医療機関に支払われます。保険税は、国保会計の基礎となる最も大切な財源になりますので、必ず納期限までに納めましょう。

なお、納付が困難な方は、保険税を滞納する前にご相談ください。

また、特定健診・人間ドック等の受診による病気の早期発見・早期治療、後発医薬品の積極的な活用、薬のもらいすぎなどに注意し、医療費の削減に努めましょう。



● 保険税、一部負担金の減免・軽減

火災や風水害、疾病や負傷等で収入が著しく減少したなど、特別な事情により保険税の納付が困難になったときは、基準により保険税の減免を受けることができます。また、平成21年3月31日以降に、倒産・解雇・雇い止めなどにより離職され、雇用保険の失業給付を受給される国保加入者は、保険税の軽減を受けることができます。

なお、特別な事情により生活が困窮し、医療費の自己負担額の支払いが困難になったときは、自己負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。

いずれの場合も申請が必要ですので、お問い合わせください。

■問い合わせ 市民課国保医療担当（内線127～129・137）